

平成十三年文部科学省令第四十三号

独立行政法人教職員支援機構に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項
第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人教員研修センターに関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができるなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換

を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容
二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める業務方針書に記載すべき事項は、独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号。以下「機構法」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）
一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項

機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項

独立行政法人教職員支援機構に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項
第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人教員研修センターに関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができるなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換

を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容
二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

（監事の調査の対象となる書類）

（中期計画記載事項）

第三条 機構に係る通則法第三十条第一項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 中期目標期間を越える債務負担

四 積立金の使途

（年度計画・変更に係る事項）

第四条 機構に係る通則法第三十一条第一項第八号に規定する報告書には、中期計画に定めた事項に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 人事に関する計画

二 事業年度の属する中期目標期間を定めた中期計画

三 中期目標期間を越える債務負担

四 積立金の使途

（業務実績等報告書）

第五条 機構に係る通則法第三十二条第一項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されたるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

二 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第一項に規定する報告書に記載及び当該実績について自第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイカからハまでに明らかにした報告書

一 当該事業年度における業務運営の状況
二 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値

二 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について

| | | |
|--|--|---|
| | | て機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイカ らハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に 対する改善方策 |
| | | ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の 記載がないものがある場合には、その実施状況 |
| | | 一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務 の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げ る事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第 五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲 げた結果を明らかにする イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 |
| | | ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間 における毎年度の当該指標の数値 |
| | | ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員 に関する情報 |
| | | 二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに 掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績につい て機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイか らハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に 対する改善方策 |
| | | ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の 記載がないものがある場合には、その実施状況 |
| | | 一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則 法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次の イからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものであ ればならない。 イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間 における毎年度の当該指標の数値 |
| | | ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員 に関する情報 |
| | | 二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに 掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績につい て機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイか らハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に 対する改善方策 |
| | | ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の 記載がないものがある場合には、その実施状況 |
| | | 一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則 法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次の イからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものであ ればならない。 |
| | | イ 中期目標における業務運営の状況 |
| | | 二 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間 における毎年度の当該指標の数値 |
| | | ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員 に関する情報 |
| | | 二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに 掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績につい て機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイか らハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に 対する改善方策 |

| |
|---|
| ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の 記載がないものがある場合には、その実施状況 |
| 2 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をイ ンターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 |

第六条及び第七条 削除

(会計の原則)

第八条 機構の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものにつ
いては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会に
より公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計
に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する
一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対
応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却
資産を指定することができます。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額
を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（対応する収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができます）

第九条の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に
係る資産除去債務に応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整
額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の
獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができます。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財產
の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合
には、当該譲渡取引を指定することができる。

（財務諸表）

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算
書・純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。
(事業報告書の作成)

第十条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、
この条の定めるところによる。

一 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
機構の目的及び業務内容
二 国の政策における機構の位置付け及び役割
三 中期目標の概要

四 理事長の理念並びに運営の方針及び戦略
五 中期計画及び年度計画の概要

六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八 業績の適正な評価に資する情報
九 業務の成果及び当該業務に要した資源
十 予算及び決算の概要
十一 財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 機構に関する基礎的な情報

(財務諸表の閲覧期間)

第十二条 機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。
(短期借入金の認可の申請)

第十三条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入れ又は借換えの額
- 三 借入先又は借換先
- 四 借入れ又は借換えの利率
- 五 償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

第十四条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第十五条 機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十六条 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。)として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織)が行つてている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)

第十七条 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十八条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

附 則

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)
資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があつたものとする。

第三条 機構法附則第九条に規定する業務が行われる場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。

附 則 (平成二十三年一月二六日文部科学省令第二二号)
この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

第二条 (業務実績等報告書の作成に係る経過措置)
(施行期日)
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

第二条 (業務実績等報告書の作成に係る経過措置)
(施行期日)
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

第二条 (業務実績等報告書の作成に係る経過措置)
(施行期日)
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令(平成十五年文部科学省令第五十九号)第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の通則法(以下この表において「旧通則法」という。)第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは、「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。

一から七まで 略

八 独立行政法人教員研修センターに関する省令第五条第一項
(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一から十一まで 略

八 独立行政法人教員研修センターに関する省令第十条の二第三項
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第一一号)
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第二三号)
抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第一一号)
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日文部科学省令第四号)
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 (財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条及び第十六条の二

二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令第十条及び第十条の二

三 独立行政法人大学入試センターに関する省令第十条及び第十条の二

四 独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令第十条及び第十条の二

五 独立行政法人国立女性教育会館に関する省令第十条及び第十条の二

六 独立行政法人国立科学博物館に関する省令第十条及び第十条の二

七 国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令第十条及び第十条の二

八 国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令第十条及び第十条の二

九 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令第六条及び第六条の二

十 独立行政法人国立美術館に関する省令第十条及び第十条の二

十一 独立行政法人国立文化財機構に関する省令第十条及び第十条の二

十二 独立行政法人教職員支援機構に関する省令第十条及び第十条の二

十三 国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第十条及び第十条の二

十四 独立行政法人日本学術振興会に関する省令第十条及び第十条の二

十五 国立研究開発法人理化研究所に関する省令第十条及び第十条の二

十六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第十条及び第十条の二

十七 独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第十条及び第十条の二

十八 独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第十条及び第十条の二

十九 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令第十条及び第十条の二

二十 国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令第十条及び第十条の二

二十一 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十条及び第十条の二